

令和6年3月19日

串本町議会議長 鈴木 幸夫 様

串本町議会議員政治倫理審査会
会長 芝山 定史
(公 印 省 略)

審 査 結 果 報 告 書

令和5年6月21日付けで調査請求のあった条例第3条第1項第4号に係る審査結果を条例第8条第1項の規定により報告します。

記

1 請求内容

(1) 審査請求者

吉村聡一郎議員、橋爪和雄議員、沼谷美次議員

(2) 被審査議員

清水健太郎議員

(3) 反する疑いがあると認められる行為規範

串本町議会議員政治倫理条例第3条第1項第4号

町職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

(4) 審査請求の対象となる事由の内容

町職員との会話を無断録音し、本人に断りなしにインターネットで公開している。

2 審査結果

審査請求は、条例第3条第1項第4号に反する疑いがあるとされているが、対象となった事由の内容を審査したところ、同項第1号に違反すると認められた。協議の結果、本審査会が必要と認める措置として「議長による厳重注意」と決定した。

(理由)

審査請求の対象となった被審査議員と町職員との会話内容を精査したところ、町職員への職務における手続き上の批判等は見受けられず、町の保管する資料の確認などであったことから、被審査議員が町職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけたとは言い難い。

表現の自由・言論の自由は、議員活動を行う上で特に尊重されなければならないが、被審査議員が町職員との会話を無断録音し、本人の了承を得ずインターネットで公開したことで、町職員は相当なストレスを感じ、業務に支障が出ている。公職者である議員のそうした行為は、法律に違反するかどうかは別として、社会通念上避けられない政治倫理的問題であり、条例第3条第1項第1号に掲げる「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に反する。

よって、本審査会としては、上記事項を総合的に考慮した結果、被審査議員に対して、議長による厳重注意が相当と結論付けた。